

# 社会福祉法人恵心福祉会定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

### 第二種社会福祉事業

保育所前渡ふたば保育園の設置経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人恵心福祉会という。

### (経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を 茨城県ひたちなか市馬渡674番地の2に置く。

## 第2章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の

1 名が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対する報酬は、無報酬とする。

### 第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 茨城県ひたちなか市大字馬渡字中宿東674番地の2所在の鉄筋コンクリート造コンクリート屋根2階建前渡ふたば保育園舎  
1棟(474.41平方メートル)
- (2) 茨城県ひたちなか市大字馬渡字中宿東674番地の2所在の前渡ふたば保育園敷地1筆(982.37平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、ひたちなか市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、ひたちなか市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書

類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類  
(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第7章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、ひたちなか市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅

滞なくその旨をひたちなか市長に届け出なければならない。

## 第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人恵心福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

### 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	飛 田 しげ子
理 事	小 林 一 男
理 事	住 谷 三 治
理 事	菊 地 澄 男
理 事	安 か つ 江
理 事	照 山 啓 祐
監 事	重 実 静 枝
監 事	打 越 かづ枝

### 附 則

1. この定款は、平成29年4月1日から施行する。
2. 第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は「4名以上」とする。

上記は定款の写しに相違ありません。

平成29年 9月30日

社会福祉法人恵心福祉会

理事 飛田 恵美子





社会福祉法人恵心福祉会 令和4年度 理事・評議員

理事長 飛田 恵美子

理事 黒澤 福壽氏

理事 飛田 洋佑氏

理事 根本 英明氏

理事 埴 菊江氏

理事 藤峰 泉氏

監事 黒澤 文博氏

監事 飛田 美智子氏

評議員 川又 友博氏

評議員 深谷 悦男氏

評議員 加藤 いく子氏

評議員 高星 清恵氏

評議員 大澤 若葉氏

評議員 澤畑 尚徳氏

評議員 飛田 真良氏

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (定義等)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人恵心福祉会定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

### (公表)

第3条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

### 附 則

この規程は平成29年5月30日(評議員会の議決日)から施行する。

# 令和3年度 前渡ふたば保育園事業報告書

## 保育方針・保育目標

### (1) 保育方針

- ・すべての児童が、健康で、元気に、よい環境の中で育てられるように支援する。
- ・だれにでもやさしく、思いやりのある子ども。
- ・他人に頼らず、自分で考え行動できる子ども。感謝の気持ちを養う。

### (2) 保育目標

- ・誰からも愛され、人の話をよく聞く子。
- ・集団生活の中で友達と協力することの喜びを持ち、道徳性のある子。
- ・心身共にたくましく、意欲的に遊べる子。
- ・自然や環境に興味・関心を持つ子。

## 運 営

### (1) 保育時間

平日 午前7時30分～午後6時30分（延長有り）  
土曜日 午前8時00分～午後5時00分（希望保育）  
日曜・祝祭日休み

### (2) 入園定員 75名

- ・年度当初における入園児数

乳児 5名      1歳児 9名      2歳児 15名      3歳児 17名  
4歳児 15名      5歳児 11名      合計 72名

- ・年度末における児童数 71名

### (3) 職 員

園長 1名      主任保育士 1名      保育士 9名      看護師 1名  
栄養士 1名      調理師 1名      事務員 1名

### (4) 運営状況

4月は72名でスタートし、8月に0歳児1名が途中退園。計71名となる。  
職員においては、保育士2名が令和4年3月31日で退職する

## 特別保育事業について

### (1) 乳児保育

0歳児からの保育をおこない、乳児の発育を考慮し、生後4ヵ月から保育を受け入れる。

### (2) 障害児保育事業

集団保育が可能な乳幼児を対象に、その子どもの発達段階を考慮し適切な保育を実施し受け入れる。

### (3) 土曜日保育事業

土曜日に保護者の就労等により家庭で保育できない園児を対象に保育を実践する。

- ・土曜日平均利用者 3～5名

### (4) 病児保育事業（体調不良児型）

児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応が必要とする児童に保健的な対応等を図る。

### (5) 地域活動交流事業

高齢者施設に訪問して園児の歌や手遊び・遊戯等で交流を深めている。

今年度についても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、例年実施している交流事業については、全て中止せざるを得ない状況となった。

## 令和 3 年度 実施した主な行事

4 月	1 日 新年度保育開始 28 日 誕生会	10 月	22 日 誕生会 27 日 芋ほり 29 日 運動会 (たんぼぼ)
5 月	21 日 尿検査 (3 歳以上児) 31 日 誕生会	11 月	2 日 運動会 (れんげ・つくし) 12 日 お弁当の日 15 日 七五三集会 16 日 交通安全教室 19 日 尿検査 (3 歳児以上) 30 日 誕生会
6 月	2 日 内科検診 8 日 歯科検診 10 日 小運動会 (年長・年中児) 15 日 交通安全教室 30 日 誕生会	12 月	7 日 交通安全教室 (警察署主催) 10 日 お弁当の日 23 日 クリスマス会 27 日 餅つき・誕生会
7 月	7 日 七夕集会 16 日 ワクワク保育 (年長児) 30 日 誕生会	1 月	14 日 お弁当の日 31 日 誕生会
8 月	31 日 誕生会	2 月	3 日 豆まき集会 18 日 お弁当の日 21 日～3 月 10 日 新入児説明会 28 日 誕生会 生活発表会 (たんぼぼ・れんげ・つくし) ※動画配信にて実施
9 月	30 日 誕生会	3 月	3 日 ひなまつり集会 10 日 お別れ会・誕生会 11 日 お弁当の日 19 日 卒園式

※避難訓練 (毎月実施)

# 令和4年度

## 前渡ふたば保育園事業計画

### 保育方針・保育目標

#### (1) 保育方針

- ・すべての児童が、健康で、元気に、よい環境の中で育てられるように支援する。
- ・だれにでもやさしく、思いやりのある子ども。
- ・他人に頼らず、自分で考え行動できる子ども。感謝の気持ちを養う。

#### (2) 保育目標

- ・誰からも愛され、人の話をよく聞く子。
- ・集団生活の中で友達と協力することの喜びを持ち、道徳性のある子。
- ・心身共にたくましく、意欲的に遊べる子。
- ・自然や環境に興味・関心を持つ子。

### 運 営

#### (1) 保育時間

平日 午前7時30分～午後6時30分（延長有り）  
土曜日 午前8時00分～午後5時00分（希望保育）

#### (2) 入園定員 75名

年度当初における入園児数

乳児 5名      1歳児 10名      2歳児 8名      3歳児 14名  
4歳児 16名      5歳児 15名  
合計 68名

#### (3) 職 員

園長 1名      主任保育士 1名      保育士 9名      看護師 1名  
栄養士 1名      調理師 1名      事務員 1名

#### (4) 特別保育事業

低年齢児保育事業      障害児保育事業      病児保育事業（体調不良児型）

## 特別保育事業について

### (1) 乳児保育

0歳児からの保育をおこない、乳児の発育を考慮し、生後4ヵ月から保育を受け入れる。

### (2) 障害児保育事業

集団保育が可能な乳幼児を対象に、その子どもの発達段階を考慮し適切な保育を実施し受け入れる。

### (3) 土曜日保育事業

土曜日に保護者の就労等により家庭で保育できない園児を対象に保育を受け入れる。

### (4) 病児保育事業（体調不良児型）

児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応が必要とする児童に保健的な対応等を図る。

### (5) 地域活動交流事業

高齢者施設に訪問して園児の歌や手遊び・遊戯等で交流を深めている。

## 令和4年度 主な行事予定

4月	新年度保育開始 誕生会	10月	運動会 秋の遠足 芋ほり 誕生会
5月	尿検査 (3歳以上児) 誕生会	11月	七五三集会 尿検査 (3歳以上児) 交通安全教室 誕生会
6月	歯科検診 内科健診 小運動会 (年長・年中児) 交通安全教室 誕生会	12月	生活発表会 クリスマス会 餅つき 誕生会
7月	七夕集会 プール開き ワクワク保育 (年長児) 誕生会	1月	個人面談 (たんぽぽ・れんげ・つくし組) クラス懇談会 (さくら組) 誕生会
8月	誕生会 プール遊び	2月	豆まき集会 歯科検診 内科健診 交通安全教室 誕生会
9月	芸術鑑賞会 (年中・年長児) 誕生会	3月	ひなまつり集会 お別れ遠足 お別れ会 誕生会

※避難訓練 (毎月実施)



# 苦情解決結果報告書

令和4年3月31日

社会福祉法人恵心福祉会  
前渡ふたば保育園

責任者 飛田 恵美子

令和3年度苦情解決結果については、以下の通りです。

## 記

苦情内容

無し

苦情結果

無し

以上